

4月1日から 市役所の組織の一部 が変わります

市では、新たな行政課題に即応するとともに、効率的な行政組織を構築するため、平成26年4月1日から、組織機構の一部が変わります。

■「児童福祉課」を「こども福祉課へ」

課名を「こども福祉課」に改称するとともに、幼稚園・保育園の窓口を一本化します。

これまで、幼稚園業務は教育総務課で、保育園業務は児童福祉課でそれぞれ担当していました。これらの窓口を一本化し「こども福祉課」に置くことで、子ども・子育て支援新制度に対応することや、未就学児のいる保護者の利便性の向上を図ります。

なお、3月までの「児童福祉課」の業務は、そのまま「こども福祉課」に引き継ぎます。

■こども福祉課

石橋庁舎1階
☎(52)1114

■「総合政策課」に「公有資産活用グループ」を設置

人口減少や少子高齢化の進行、財政状況の見通しを踏まえ、公共施設の将来の行政ニーズに応じた適正なあり方を、改めて見直さなければなりません。

「公有資産活用グループ」を総合政策課の中に新設し、施設の現況や課題等への対応、将来の施設の必要性等を勘案し、「公共施設の再配置」の検討を行います。

■総合政策課

国分寺庁舎2階
☎(40)5550

南河内地区に お住まいの方へ

光ファイバ設備の工事に伴い、屋外拡声器が一時停止します。

対象地区のみなさまには、ご不便をおかけいたしますが、

ご理解のほど、よろしくお願ひいたします。

■日時

3月21日(金)

3月22日(土) (予備日)

午前8時～午後5時30分

■問い合わせ先

総合政策課 ☎(40)5550

水道料金・下水道 使用料等の 消費税率 引き上げによる 対応について

4月1日より消費税率が5%から8%に引き上げられ、水道料金・下水道使用料につきましては、6月検針分より消費税率8%を適用させていただきます。

また、新しく水道に加入する際や、蛇口の数を増やしてメーターの大きさが変わる場合にお支払いいただく水道加入金につきましては、4月1日受付分より消費税率8%を適用させていただきます。

ご理解をお願いいたします。なお、水道・下水道の宅内工事の申請は、市の指定工事店へご相談ください。

■問い合わせ先

水道課 ☎(48)2121

下水道課 ☎(48)2123

下水道・浄化槽は たたくし使いましょ

快速に下水道を使用するために

公共下水道、農業集落排水を使用される皆様へ最低限守っていただくルールについて、いくつかお願いがあります。

○油を流さない



油を流すと下水道管が油で固着してしまい、マンホールから汚水が溢れたり、ひどい場合は一般住宅の敷地に汚水が溢れる事故も発生してしまいます。特に飲食店については、グリース阻集器を設置して適正な管理を心がけてください。

○**溶けないものを流さない**
最近、タオルがポンプに絡まる事故が発生しています。タオル、水に溶けない紙、紙おむつ等を流すと区域によっては、ポンプで汚水の中継している箇所があり、ポンプが

停止してしまい、汚水が溢れる事故が発生しています。

○浄化槽をお使いの方へ

○**保守点検を受けましょう**

浄化槽の機能を維持するために機器類の調整・消毒薬の補充等を4か月に1回以上実施しなければなりません。県の登録業者に委託してください。(処理方式や対象人員によって回数は異なります。)

○清掃を行いましょう

浄化槽内に汚泥がたまると、臭いや水質悪化の原因になります。市で許可されている業者に委託してください。

○法定検査を受けましょう

保守点検・清掃とは別に、指定検査機関による次の2つの検査を必ず受けなければなりません。保守点検業者に委託できます。

①使用開始後3～8か月以内に受ける水質検査

②年に1回の定期検査(保守点検や清掃が適正に行われているかを確認します。)

■問い合わせ先

下水道課 ☎(48)2123

最近、タオルがポンプに絡まる事故が発生しています。タオル、水に溶けない紙、紙おむつ等を流すと区域によっては、ポンプで汚水の中継している箇所があり、ポンプが